

福島県旅館・ホテル等宿泊施設等における新型コロナウイルス  
感染症対応に関するガイドライン（第1版）

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合  
監修・協力 福島県食品生活衛生課、観光交流課

令和2年5月18日

本県の緊急事態措置が緩和されたが、国の緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されていることを踏まえ、当面の間、本県独自に旅館・ホテル等における新型コロナウイルス感染症対応に関するガイドラインを下記のとおり策定し、徹底した感染防止対策を実施する。

新型コロナウイルスの最新の知見等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

## 記

### <予約時の対応について>

- 1 予約制を原則とし、三密を避けたゆとりある宿泊人数とすること。
- 2 特定警戒都道府県の居住や滞在していた方であること等のみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。なお、他の宿泊者などへの感染防止の観点から合理的な理由があると判断される場合は、宿泊をお断りすることがあることを予約時に説明すること。
- 3 感染防止の観点から三密を防ぐ目的で宿泊部屋数等を制限している場合など、宿泊施設に余裕がない場合は宿泊を拒むことができる。

### <受付時の対応について>

- 1 受付時等における従業員のマスク着用を徹底すること。
- 2 住所、氏名、連絡先等、宿泊者名簿の記載は徹底すること。
- 3 受付時に宿泊者から検温や体調の自己申告をしていただくこと。2泊以上の場合は2泊目以降についてその日毎に自己申告等をしていただくこと。
- 4 受付時に感染症状がある宿泊者及び同行者については、帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従うこと

### <感染予防について>

- 1 従業員は常にマスク着用および手指消毒を徹底すること。
- 2 宿泊者に対しても常に手洗いや手指消毒を啓発し、喫食時や入浴時以外のマスク着用を促すとともに、客室においては換気に留意させること。
- 3 入退室等の入れ替え時など適切な消毒や清掃、換気を徹底すること。特に多数が高頻度で接触する部位等（ドアノブ、手すり、エレベーターボタンなど）は消毒を徹底すること。
- 4 ホールや宴会場、会議室等における多人数での使用を控えること。使用する場合は、座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分な間隔（可能な限り2mを目安）を空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること。

- 5 バイキング等大皿での箸やトング等の供用による食品提供を自粛すること。
- 6 接待を伴うバーやカラオケ等、旅館・ホテル内の遊興施設については、感染リスクが高い施設であることから、営業する場合は感染防止対策を徹底すること。
- 7 大浴場を使用する場合は、時間を割り当てるなど混雑を回避するための工夫をすること。

#### <従業員等の健康管理の徹底について>

- 1 従業員や出入り業者については、発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。

#### <感染が疑われる者が発生した場合について>

- 1 事前に隔離する部屋等を決めておくこと。(風通しや他の宿泊客と共有しない等、配慮が必要)
- 2 感染が疑われる者が発生した場合、帰国者・接触者相談センターに連絡しその指示に従うこと。
- 3 疑感染者については、マスクの着用やレストラン等共用スペースの利用差し控えを依頼すること。
- 4 疑感染者については、他室への移動と待機を依頼し、食事は客室で提供するなど他の宿泊者と接触しないようにすること。
- 5 同行者がいれば、疑感染者と同様の対応をお願いすること。
- 6 疑感染者に対応する従業員を限定し、接触等がある場合は適切に衛生措置を行うこと。
- 7 発症した宿泊者に対応した従業員は、マスクを着用するとともに健康観察を実施し、症状が認められた場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従うこと。

#### <留意事項>

- 1 厚生労働省新型コロナウイルス感染症関係通知等及び全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等3団体作成「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」(2020年5月14日)(別添)の示す対策を講じること。